

職業能力開発促進法(昭和四十四年七月十八日法律第六十四号)

(設立等)

第三十五条 職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立すること
ができない。

2 職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては
寄附行為で、次の事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称

四 主たる事務所の所在地

五 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項

六 社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項

七 役員に関する事項

八 会計に関する事項

九 解散に関する事項

十 定款又は寄附行為の変更に関する事項

十一 公告の方法

3 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。

4 財団である職業訓練法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又
は役員に関する事項を定めないで死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の
請求により又は職権で、これを定めなければならない。

5 この章に定めるもののほか、職業訓練法人の設立の認可の申請に関し必要な事
項は、厚生労働省令で定める。

(設立の認可)

第三十六条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る社団又は財団の定款又は寄附行為の内容が法令に違反するとき。
- 二 当該申請に係る社団又は財団がその業務を行なうために必要な経営的基盤を欠く等当該業務を的確に遂行することができる能力を有しないと認められるとき。